

大口町休日診療事業費補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、休日における地域の救急医療の確保を図るために大口町所在の診療所において行う休日診療に対する補助金の交付について、町費補助金の予算執行に関する規則（昭和53年大口町規則第3号）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(補助対象者)

第2条 補助対象者は、一般社団法人尾北医師会（以下「医師会」という。）とする。

(補助対象経費)

第3条 補助の対象となる経費は、医師会が実施する在宅当番医制による休日診療事業（以下「補助事業」という。）に必要な経費のうち、町長が適当と認めた経費とする。

(補助金の額)

第4条 補助金の額は、別表のとおりとする。

(交付申請)

第5条 医師会は、補助金の交付を受けようとするときは、大口町休日診療事業費補助金交付申請書（様式第1）に必要な書類を添付し、町長に提出しなければならない。

(交付決定)

第6条 町長は、前条の申請を受けたときは、その内容を審査し、適当と認めるときは、大口町休日診療事業費補助金交付決定通知書（様式第2）により医師会に通知するものとする。

(実績報告)

第7条 医師会は、補助事業が完了したときは、速やかに大口町休日診療事業実績報告書（様式第3）に必要な書類を添付し、町長に提出しなければならない。

(補助金の請求)

第8条 医師会は、大口町休日診療事業費補助金請求書（様式第4）に必要な書類を添付し、町長に提出しなければならない。

（その他の必要事項）

第9条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は町長が定める。

附 則（平成26年5月30日 大口町告示第62号）

この要綱は、告示の日から施行し、平成26年4月1日から適用する。

附 則（令和3年3月30日 大口町告示第53号）

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

附 則（令和5年3月28日 大口町告示第34号）

この要綱は、令和5年4月1日から施行する。

別表（第4条関係）

区 分	補助金の額等
休日診療補助金	<p>業務形態別</p> <p>(11,350円(県基準額)×2回+16,970円(廃棄物処理等))×診療延日数</p> <p>医療機関割</p> <p>84,000円×当直医療機関数×2回</p> <p>看護師手当割</p> <p>補助対象年度の前年度11月1日現在の最低賃金法(昭和34年法律第137号)の規定に基づき定められた愛知県の最低賃金の額×7時間×2人×診療延日数</p>
休日診療事務費補助金	<p>基準額3,922千円×大口町医師会A会員数/尾北医師会会員医療機関数(前年度4月1日現在)×2</p> <p>(ただし、算出された額に10円未満の端数が生じた場合は、これを10円単位で調整をする。)</p>

様式第1 (第5条関係)

年 月 日

大口町長 様

団体名

代表者名

年度大口町休日診療事業費補助金交付申請書

大口町休日診療事業費補助金交付要綱第5条の規定により関係書類を添えて申請
します。

記

1 補助金申請額 金 円

2 添付書類

- ・事業計画書
- ・その他

様式第2（第6条関係）

大口町休日診療事業費補助金交付決定通知書

第 号
年 月 日

一般社団法人 尾北医師会
会 長 様

大口町長 印

年 月 日付けで申請のあった 年度大口町休日診療事業費補助金については、大口町休日診療事業費補助金交付要綱第6条の規定により、金 円を交付することに決定したので、下記の条件を付し通知します。

記

交付条件

- 1 本経費が目的外に使用されたとき及び残額が生じたときは返納されるものとする。

様式第3（第7条関係）

大口町休日診療事業実績報告書

年 月 日

大口町長 様

一般社団法人 尾北医師会
会 長

年度の補助事業が完了しましたので、大口町休日診療事業費補助金交付要綱第7条の規定により、次のとおり報告します。

記

- 1 補助事業等の名称 大口町休日診療事業
- 2 補助事業等の実施期間
年 月 日から 年 月 日まで
- 3 補助事業等の成果
- 4 補助事業等の経費の配分及び経費の使用方法

様式第4（第8条関係）

大口町休日診療事業費補助金請求書

年 月 日

大口町長 様

一般社団法人 尾北医師会
会 長

年度大口町休日診療事業費補助金として、下記のとおり請求します。

記

- 1 請求額 金 円
- 2 交付決定額 金 円

振込先

金融機関名	種 別	口座番号	口座名義人